

<中央研修所>

平成 28 年度特定行政書士ブラッシュアップ研修

事前課題

今回のブラッシュアップ研修では、講師より事前課題が示されています。事前課題は、本研修の受講効果を高めるためのものです。積極的な取り組みをお願いいたします。次の事案と設問を読み、解答について検討いただき当日の研修会にご参加ください。

- ・事前課題への取り組みは任意です。
- ・解答案は適宜プリントアウトするなどして当日ご持参ください（書式等は自由です）。
- ・研修会当日に講師より解説を行います（採点等はいたしません。また回収も行いません）。

事前課題

(事案)

乙は、62歳の男性である。

数年前に心筋梗塞を発病し、肉体的にきつい仕事はできなくなっている。妻とは数年前に死別し、子供はいない。両親は既に他界し、兄弟とは疎遠でここ数年連絡も取っていない状況である。

乙には、住宅ローンを組んで購入した自宅（中古マンション1DK・現在評価額600万円）があり、当該住宅ローンを被担保債権とする抵当権が設定されていた。

乙は、従前、会社員として勤務していたが、住宅ローンを含む多大な債務があり、ここ数年は、債権者からの督促に悩ませられる日々が続いていた。そのため、乙は、60歳で定年退職すると、退職金全額と預貯金を債務の返済に充て、債務は解消するに至ったが老後の蓄えは全くなかった。また、費用がないため抵当権の抹消登記もできなかった。

乙は、継続雇用制度により、従前の勤務先で契約社員として再雇用されたが、事務職から現場作業に配置転換されたため、身体的負担が大きく、また、過去の債権者からの督促によるストレスで精神的に不安定となったことから、2ヶ月ほどで働けなくなり、退職した。退職後、再就職先を探し、夜間警備のアルバイトを始めたが、やはり身体的・精神的不調により数ヶ月で仕事ができなくなった。乙は、雇用保険に基づく失業給付を受けつつ、自分に合う事務系の仕事を探したが年齢的問題もあり、なかなか採用に至らず、失業保険の給付期間も切れ、収入が途絶えた結果、日々の生活費にも困窮するようになった。

保護申請時の乙の手持ち現金（預金）は4万円ほど、これに対し、生活扶助基準に基づく最低生活費は約8万円であった。一方、乙は、20年しか年金保険料を納付していなかった（国民年金法等の一部を改正する法律は施行されていない）。

そこで乙は、甲特定行政書士に相談し、甲を申請代理人として、平成28年9月30日、生活保護法に基づく保護の申請を、乙の居住する東京都A市（1級地-1）のB社会福祉事務所に行った（生活保護法19条4項に基づく事務の委任はなされていない）。

ところが、B社会福祉事務所は、「持ち家があるので、それを処分しなければ保護決定できない。それまで申請書は預かり扱いとする」と言って、以後、なんら対応しなかった。

現在は、同年11月1日である。

*参考 ①生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社保第34号・局長通知）

②生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社発第246号・課長通知）

(設問 1)

乙からの依頼を受け、甲は、行政不服審査法に基づく不服申立を考えているが、どのような不服申立が考えられるか？

(設問 2)

本件において、審査請求を行わず、直ちに訴訟を提起することは可能であるか？

(設問 3)

不服申立を行う場合、その相手方（審査庁 or 処分庁）はどこになるか？

(設問 4)

仮に審査請求が棄却された場合、その後どのような手続が考えられるか？

(設問 5)

(設問 1) で考えた不服申立手法につき、申立書を起案せよ。ただし、手法が複数考えられる場合は、適切と考える 1 個でよい。また、設問に不足していると思う事実関係、事情等があると考えられる場合は、任意に付加し、それを前提に書いて良い。考査ではないので練習として自由に記載されたい。

(設問 6)

申請窓口では、代理人による申請は認めないとの運用を行っている社会福祉事務所も多いが、甲特定行政書士がこのような対応をとられた場合、とりうる手段としてどのようなものが考えられるか？

以上